住民本位の介護保険制度
実現のために

発行：弘前市の介護保険を良くする会
〒036-8046　弘前市北横町19番地1　居宅介護支援事業所ファルマ内
☎　0172-40-0119　FAX　0172-33-2509

◆1.86 倍に！高くなった弘前市の介護保険料

介護保険制度は 2000（平成 12）年にスタートし、3 年に一度の見直しが行われてきました。現在は 8 期（2021～2023 年）で、保険料基準額（年額）は 81,090 円（月額 6,757 円）と、制度がスタートした年の 1.86 倍に値上がりしました。

青森県の保険料は、大阪府と沖縄県（この 2 府県は保険料同額）に次ぐ高さとなっています。

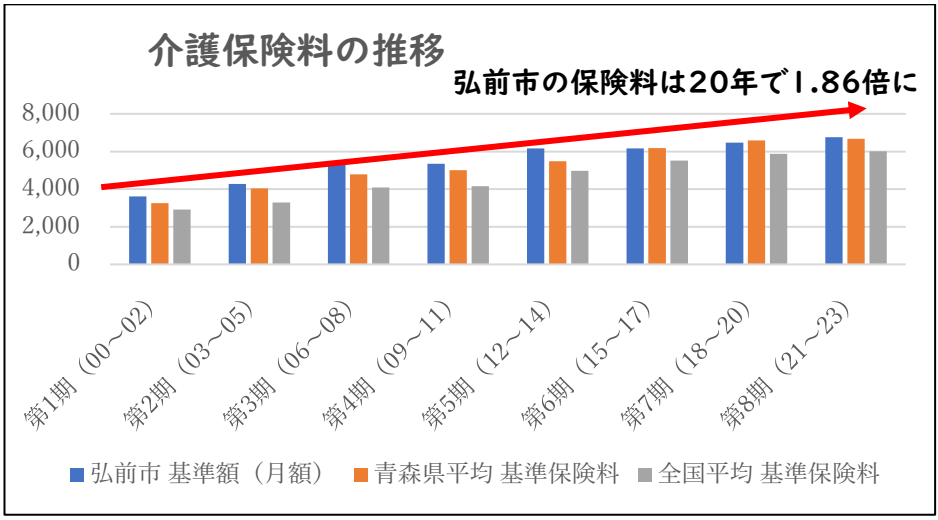

※全国平均では第 1 期 2,911 円だったのが第 8 期平均では 2 倍以上の 6,014 円になっています。

（第 1 期の弘前市の保険料は合併前の旧弘前市の基準額です。）

◆天引きされる保険料

現在、65 歳になると介護保険料納付通知書が送られてきます。その年度は送られてくる納付書で納めることになりますが、翌年度からは年金を月額 1.5 万円以上受給している場合、介護保険料はその年金から天引きされます（特別徴収）。それ以外の方は、納付書による納付（普通徴収）になります。

◆第８期保険料

第８期（2021～23 年）の介護保険料は所得段階に応じて下表のようになっています。

所得段階			基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税	・生活保護受給者の人 ・老齢福祉年金受給者の人 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が**80万円以下の人**	0．3	**24，330円**
第2段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が**80万円を超え120万円以下**の人	0．5	**40，550円**
第3段階		上記以外の人	0．7	**56，770円**
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいる	本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が**80万円以下**の人	0．875	**70，960円**
第5段階		本人は市町村民税非課税で上記以外の人	1．0	**81，090円** （基準額）
第6段階	本人が市町村民税課税	前年の合計所得金額が**125万円未満**の人	1．125	**91，230円**
第7段階		前年の合計所得金額が**125万円以上190万円未満**の人	1．25	**101，370円**
第8段階		前年の合計所得金額が**190万円以上320万円未満**の人	1．5	**121，640円**
第9段階		前年の合計所得金額が**320万円以上400万円未満**の人	1．7	**137，860円**
第10段階		前年の合計所得金額が**400万円以上600万円未満**の人	2．0	**162，180円**
第11段階		前年の合計所得金額が**600万円以上800万円未満**の人	2．1	**170，290円**
第12段階		前年の合計所得金額が**800万円以上1000万円未満**の人	2．2	**178，000円**
第13段階		前年の合計所得金額が**1000万円以上**の人	2．3	**186，510円**

例えば、合計所得金額が 124 万円の方は第 6 段階の保険料、年額

91,230 円を納付しなければなりませんが、その負担率は 9.123 万円÷124 万円×100 で 7.36%の負担率です。同様に、年所得が 189 万円の第 7 段階の方は 5.36%、年所得 1000 万円の方は 1.87%と所得段階が上がるごとに保険料負担率は下がっています（下図参照）。

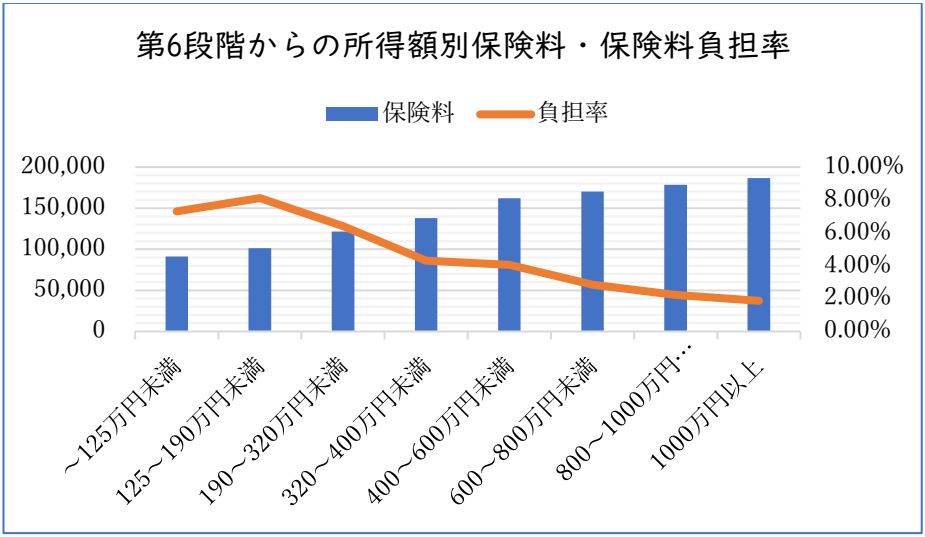

所得が多い、少ないにかかわらず、平等に介護サービスを受けられるようにするためには、より公平な保険料とすべきなのではないでしょうか。とにかく、保険料が高すぎるのです。ここに根本問題があります。

◆払いきれない保険料と滞納による罰則

高すぎる保険料、払いたくても払えないという方が弘前市だけでも 547 人にのぼっています（令和 3 年 5 月）。その多くが「収入が少ない」（38.6%）、「年金生活者」（24.9%）で

生活困窮による保険料減免措置はあるものの、保険料を一定期間以上納めないでいると利用料の一時全額負担や保険給付の差し止め、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなるなどの罰則が科せられます。

経済的な困難を抱えている方にさらに追い打ちを掛け、介護制度から排除するのはいかがなものでしょう？

◆介護保険の財源

下の図でお分かりのように、介護保険給付財源は私たちが納めている保険料と国、県、市が負担する公費で 5 割ずつに折半されています。一見すると、半分公費ということで安心するかもしれませんが、果たしてそうでしょうか？介護サービスの利用者が増えて、保険給付費が増えると、その増えた分の 2 分の 1 は保険料として跳ね返ってくる仕組みになっています（下図参照）。

保険サービスを使いたければ保険料を上げますよ！という弱い者いじめ…とんでもない制度です。

それだけではありません。

介護サービスを必要とするときも安心して暮らせるようにするために、必要な介護従事者の確保が急務です。しかし、介護従事者の平均賃金は他の産業平均賃金よりも低く抑えられているために、必要な介護人材を確保できないでいるのが現実です。

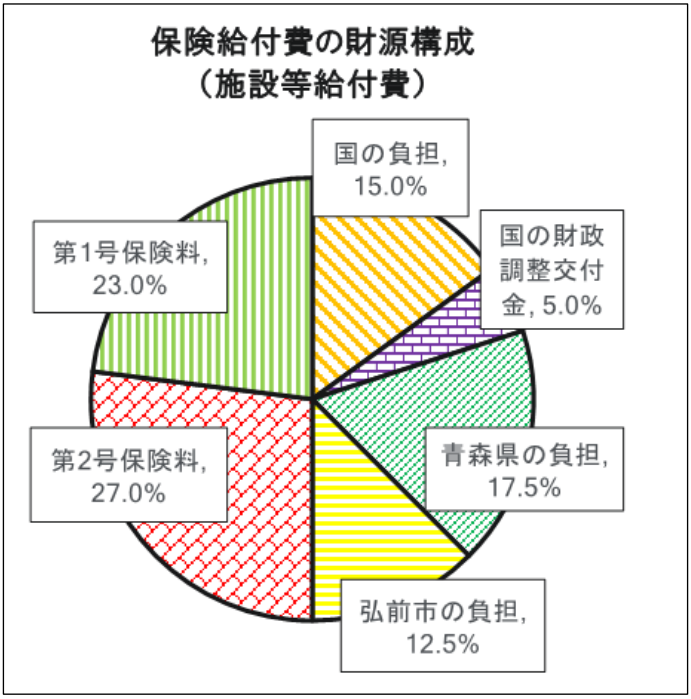

※上図で第 1 号とは 65 歳以上の被保険者、第 2 号は 65 歳以下の被保険者をさします。

◆増える利用者負担

介護認定を受けて、介護サービスを利用すると、本人の合計所得金額等によって利用料の負担割合が異なります。
介護保険制度が始まった時には、1割負担でした。現在はご本人の合計所得金額が160万円未満だと1割負担ですが、160万円を超えると2割負担、220万円を超えると3割負担となる場合があります。その上、後述するように負担割合の見直しが検討されています。

高すぎる保険料を納めた上に、追い打ちを掛けるように利用料負担が重くのしかかってきます。

また、特別養護老人ホームは要介護3以上でないと入れません。

加えて、昨年8月からは入所者の食事代への補足給付基準見直しが行われ、1日当たりの食費が650円だったのが一気に1300円に値上げされた例や、この見直しにより、特別養護老人ホームであるにもかかわらず、月10万円を超える利用料の請求をしなければならなくなったという例も出てきています。そのために、年金では支払いきれないと要介護4であるにもかかわらず施設からの退所を考えざるを得ないという方も。悲痛な叫びも聞かれるようになりました。これでは、「保険あって、介護なし！」といっても過言ではありません。

しかも、収入だけではなく、本人、配偶者の預貯金も全て明らかにしなければならないのです。老後のため、あるいは葬儀費用のためと現役時代に一所懸命に働いて貯めた預貯金がアダとなる場合も出てきました。

人生100年といわれながら、死ぬまで経済的な苦労を強いられるのは苦痛でしかないのではないでしょうか。

◆第９期介護保険計画で狙われている「改悪」

政府の財政制度等審議会は 2022 年 5 月 25 日に「歴史の転換点における財政運営」と題する建議を公表しました。この中で「我が国の債務残高が累増する最大の要因は、社会保障をはじめとする受益（給付）と負担のアンバランスである。」としたうえで、2024（令和 6）年度からの第 9 期介護保険計画では「やるべきだ」と主に次のようなことをあげています。

・業務の効率化と経営の大規模化・協同化。
・ 現在無料で行われているケアプラン作成費用を全額利用者負担に。
・介護サービス利用料負担原則 1 割を原則 2 割負担に、さらに 2 割負担の範囲の拡大、3 割負担の判断基準の見直し検討。
・多床室の室料相当額を基本サービス費等から除外。
・要支援・要介護度ごとに設定されている区分支給限度額の例外措置見直し。
・要介護 1、2 への訪問介護・通所介護について地域支援事業への移行検討と居宅療養管理指導の給付適正化。
・2025 年を前に介護保険料引き上げの検討。

また、2024 年は介護だけではなく、医療と福祉の各制度が同時改定されます。引き続く物価高騰の中で、高すぎる介護保険料だけではなく、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料などが一斉に引き上げられたらとても暮らしていけません。

私たちは署名運動に取り組んでいます。市や県、国への要請活動を行います。ぜひご家族や周りの方々にも広めて下さい。住民のための社会保障制度を作り上げていきましょう。